

SDGs とは

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

海洋生物環境研究所 (以下、海生研という。) はその主旨に賛同し、以下の活動をもって、SDGsが掲げる17の目標のうち「目標14 (海洋資源)」に貢献することを掲げます。
目標14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。

活動の概略

我が国の原子力発電所及びそれに関連する施設は全て海岸に隣接しており、同時にその海域では沿岸漁業も行われています。そのため、近隣の住民 (更に、その海域で採れた水産物を消費する遠隔地の住人) にとっては、海域環境の放射能に関わる健全性とそれと関連する水産物の安全性を確認することは、沿岸海域の持続的な発展には必要不可欠です。

1983年より継続して、我が国の全ての原子力施設の沖合海域において、系統的に海水・海底土・海産物の放射能モニタリングを実施しており、そのモニタリング結果は毎年、調査海域近隣の地方自治体や漁業共同組合等に出向き説明を行ない、周知に努めています。

このような長期にわたる調査活動と関係者への緊密な広報活動は、地域住民の安心安全の意識を醸成しており、沿岸海域の持続可能な有効利用を可能にしています。

なお、得られた成果は科学論文にまとめ国内外の専門家の審判を仰ぎ、科学的な整合性や信頼性を担保するとともに、国際原子力機関 (IAEA) 等にデータ提供等を通して、日本近海の基本的なデータとして提供し、グローバルな海洋の持続的な開発に寄与しています。

活動のうち、地方自治体や漁業共同組合等に出向き説明する広報活動に用いる資料は、「漁場を見守る」 www.kaiseiken.or.jp/publish/itaku/gyojo2018.pdf です。